



消防法の一部改正と自主防火管理

東京海上リスクコンサルティング(株) エンジニアリング・ロスコントロールグループ
主任研究員 青地 忠浩

1995年11月に発生した製罐工場の火災や1997年2月に発生した自動車部品メーカーの工場火災、あるいは、2002年3月に発生した化学繊維工場の火災、2002年4月に発生した製油所の爆発事故等を考えると、企業を取り巻くリスクのなかで、火災は依然として大きな脅威であることがうかがい知れる。

一方、市街地ビルでは、2001年9月と10月に新宿区歌舞伎町の雑居ビル火災が発生し、それぞれ44名と2名の死傷者を出したことは記憶に新しい。

後者の出火原因は、延長コードのプラグがショートして発火する「トラッキング現象」だとされているが、自動火災報知設備の感知器の一部が取り外されていたことや、防火戸の閉鎖障害、避難誘導が不十分だった等のことが被害を大きくした原因ともされている。この事件では、火元のエステ店経営者が逮捕されたほか、店長とビルの所有者、上階のテナント経営者が防火管理の責任を問われて書類送検されている。

このことから、建物の所有者・管理者(権原を有する者)や企業の経営者にとって、防火管理は決しておろそかにできない問題であることが分かる。

消防法の一部改正

2001年9月に発生した新宿区歌舞伎町ビルの火災を踏まえて2002年4

月に消防法の一部が改正された。

このポイントの一つ目は「違反是正の徹底」で、立入検査の制限の見直し、措置命令、使用禁止命令等の発動要件の明確化、措置命令等を発した場合の公示義務付け等である。二つ目は「防火管理の徹底」で、新しく防火対象物定期点検報告制度が施行され、法令を遵守している防火対象物に対する点検報告義務の免除や、点検済表示、認定表示等が導入された。三つ目は「避難・安全基準の強化」で、避難上必要な施設等の管理の義務付けである。

また、違反に対する罰則についても、個人だけでなく法人も対象とすることになり、最高で1億円以下の罰金となった。

火災による損害

防火管理で重要なことは、まず企業の経営者・建物の所有者・管理者が、火災による損害・ダメージの大きさを認識することである。

物的損害について言えば、火災による焼損害だけでなく、煙や臭気等による損害と、消火活動にともなう消火薬剤による水濡れ・汚れといった二次的な損害が、出火場所以外でも発生するのである。さらに重大な損害は、火災による操業中断、環境破壊、信用失墜等での機会損失や予想利益の減少であり、火災リスクが企業経営を揺るがすリスクであることを強く認識しなければならない。

M C O P Eの考え方

火災リスクが、他の自然災害とは大きく異なる特徴の一つは、人為的な要素で発生頻度や損害の大きさがある程度抑制することが可能な点である。

当社では、火災・爆発リスクの基本的な考え方を「MC OPE(エムコープ)」という略字で示している。これは、火災リスクを回避し、損失を軽減するために考慮すべき5つの要素「M anagement: 防火管理」「C onstruction: 建物構造」「O ccupancy: 用途・工程」「P rotection: 消防用設備」「E xposure: 類焼危険・放火等」

の頭文字をとったものであり、「MC OPE」を一軒の家に例えると、図1のように表すことができる。

この図からすると、M は家の土台部分に相当し、「MC OPE」の根幹をなす最も重要な役割を担っており、経営者や管理者は、防火管理についての方針や目標をトップマネジメントとして関係者に示すことが重要である。とくに災害弱者が出入りする特定防火対象物については、共同防火管理協議会を設置し、ビルの権原者(管理者・責任者)とテナントの権原者(管理者・責任者)が一体となって防火管理に取り組むことが重要である。

C は、建物の柱、床、梁、壁、屋根等の耐火性能を示すものであるが、

延焼防止や避難を容易にするために設けられる防火戸・防火シャッターならびに排煙設備等の維持管理も重要である。

Oは、建物の用途や業務内容、設備の状況、原材料や製品等の保管状況であるが、危険物・可燃物の貯蔵・取扱方法および遮断装置・安全装置等の有無などがポイントとなる。

Pは、消防用設備等の設置ならびに維持管理の状況等と消防署までの距離であるが、消防通報の体制・方法等がポイントとなる。

Eは、類焼あるいは放火等によって発生する他責による火災で、類焼等については、隣接する建物との距離や外壁の構造等が影響する。放火については、5年連続して出火原因の1位を占めており、監視カメラによる不審者の監視や可燃物の除去等が重要である。

消防用設備等の維持管理と教育訓練の重要性

東京消防庁監修の「火災の実態」(平成14年度版)によると、平成13年度に東京消防庁管内で発生した6,933件の火災のなかで、消防用設備等が当然機能すべきはずであったものは2,107件であった。にもかかわらず、約50%にあたる1,050件は、何らかの原因で「効果的に機能しなかった」あるいは「使用されなかった」と報告されている。(図2参照)

消防用設備等が効果的に使用できなかった理由には「火点・燃焼物にうまく的中しなかった」「設置場所が判らなかった」「操作が不適切であった」等であり、実際に消火器具を使用した消火訓練が重要であることを

示している。

また、消防法によって、6ヶ月に1回の機器点検と1年に1回の総合点検が義務付けられているが、平成14年4月に改正された「消防用設備等の点検基準」では、これらを徹底するため、保守点検には防火管理者が立会って確認印を押すことが義務付けされた。これにより、防火管理者が定期点検における責任の一端を負うこととなり、建物の権原者は、消防用設備の維持管理に積極的に関与することが求められるようになった。

IT化と防災

昨今のITの発展によって、生産管理データや顧客データ等をネットワークを利用して一元化管理する企業が増えてきている。また、生産設備・搬送装置・ラック式倉庫等発注情報を連動させて、生産管理や在庫管理をする企業も増大している。

こうしたIT化が進むにつれて、ネットワークやサーバなどの情報機器の安全対策は、その重要度が増してきている。そのため、多数の企業で、暗証番号式やカード式等のセキュリティ機器を使用して、入出退管理を厳しくしているが、一方で、電算機室やコンピュータのサーバ室の防火管理状況がIT化に追いついてい

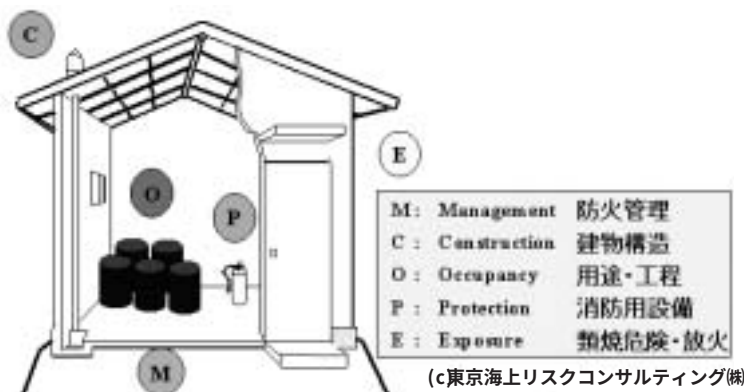


図1 MCOPEの概念

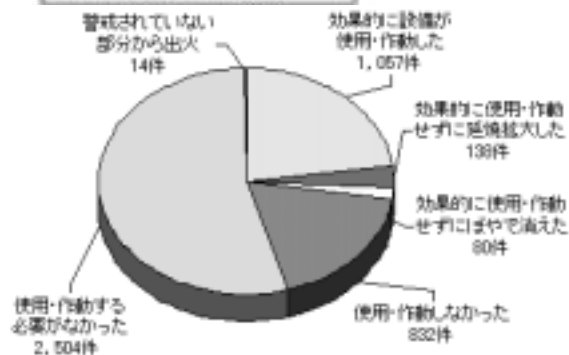


図2 消防用設備等の活用状況
(平成14年版「火災の実態」東京消防庁監修より)

ない現状を多く目にする。

万が一、電算機室が火災に見舞われれば、重要なデータが焼失するだけでなく、生産設備や搬送装置、自動ラック倉庫等の制御ができなくなり、長期間にわたり操業停止に追い込まれる可能性がある。建物の所有者や管理者・経営者は、情報機器の重要性を認識し、データの安全なバックアップを進めるとともに、防火区画されたコンピュータ専用室の設置、自動消火設備の設置等を行い、可燃物管理や喫煙などの火気管理を徹底することが重要である。

繰り返しになるが、企業経営を行っていくうえで、防火に関する「自主管理」は欠かせない。消防行政や消防用設備の進歩、IT技術の革新による安全上の問題にも目を向けていくことが必要な時代なのである。